

土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます

縦覧期間	4月1日(火)～6月2日(月)8：30～17：15 *土・日曜日、祝日を除く
縦覧場所	税務課資産税係
縦覧資格者	平成26年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 *土地（家屋）のみを所有している方は、家屋（土地）の縦覧はできません。
必要な物	認め印と運転免許証など身分を証明する物または納税通知書（受け取り後） *代理人は委任状が必要です。 （法人の場合は代表者からの委任を受けてください。）
手数料	無料

◎「誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧箇所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。



※お問い合わせは、税務課資産税係（☎880-6554）まで

消すまでは 心の警報 ONのまま

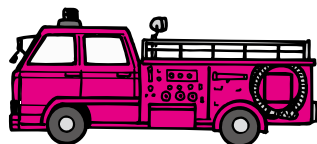
平成26年春季全国火災予防運動 3月1日(土)～7日(金)

春は季節風の強い日が多く、市内中小河川のしゅんせつ工事や山田堰関係の「川干」の時期と重なるため、ちょっとした不注意から思わぬ大火となる恐れがあります。

放火などによる火災を防ぐために、家の周りに燃えやすい物を置かないよう注意しましょう。

また、春季には山菜採りなど入山者も多くなります。たばこの投げ捨て、たき火・火入れの不始末などで貴重な森林を一瞬のうちに焼失させることがないように、一人一人の心がけで山火事を防ぎましょう。

期間中南国市消防団が、消防車両による火災予防・防火パレードを市内各地で行います。火の取り扱いには慎重に行い、火災の発生を防止しましょう。



※お問い合わせは、消防本部予防課（☎863-3511）まで

住宅防火 いのちを守る7つのポイント （3つの習慣・4つの対策）

3つの習慣

- 寝たばこは絶対しない。
- ストーブのそばに燃えやすいものを置かない。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類、カーテンによる延焼を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

軽自動車税

平成26年度から コンビニで納付できるようになります



軽自動車税は、軽自動車や原動機付自転車、農耕作業用自動車などに課税される税金です。

平成26年度から、これまでの金融機関窓口に加えて、全国のコンビニエンスストア（コンビニ）でも、軽自動車税が納付できるようになります。

コンビニ収納は、休日や夜間などいつでも納付でき、手数料もかかりません。ぜひご利用ください。利用可能なコンビニは次のとおりです。

◆利用できるコンビニ店舗

ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、スリーエフ、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、セイコーマート、北海道スパー、ハセガワストア、ポプラ、コミュニティ・ストア、エブリワン、セーブオン、タイエー、ココストア、くらしハウス、生活彩家、

スリーエイト、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

◆ご注意ください!!

コンビニで使用できない納付書

- 平成26年度軽自動車税納税通知書以外の納付書
- 再発行の納付書
- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが印刷されていないもの
- 金額を手書きなどで訂正したもの
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- 納付書1枚の納付額が30万円を超えるもの
- *固定資産税、市県民税、国民健康保険税については平成27年度からコンビニ収納導入予定です。

廃車や名義変更などの 届け出はお早めに



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（登録名義人）に納めていただく税金です。

廃棄や譲渡をしても、廃車や名義変更の届け出をしていない場合は課税されますのでご注意ください。

そのほか、盗難にあった、市外に転出した、所有者が亡くなったなどの場合にも届け出が必要です。

*4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しはありません。

車 種	届 け 出 先
原動機付自転車 （50cc～125cc、ミニカー） 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車（126cc～250cc）	高知県軽自動車協会 ☎842-4311
二輪の小型自動車（251cc～）	高知運輸支局登録部門 登録関係ヘルプデスク ☎050-5540-2077
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎842-5734

届け出をしないでいると！

- ・廃棄したり人に譲ったりしたのに税金のお知らせが届く。
 - ・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
 - ・盗難や事故の際に使用者や所有者の確認が遅れる。
- などの支障が生じるおそれがあります。

●農耕作業用自動車も届け出を

乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した場合には登録の届け出が必要です。

●身体障害者手帳などを お持ちの方へ

心身に障がいのある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けることができます。4月23日(水)までに申請してください。前年度に減免の決定を受けた方には、3月中に減免の要件を確認する書類（使用状況届）を郵送します。減免の継続を希望する方は、忘れずに返信してください。

※このページのお問い合わせは、税務課税務管理係（☎880-6554）まで